

筑西広域市町村圏事務組合消防職員被服等貸与規則

昭和 48 年 4 月 1 日

規則第 6 号

改正 平成14年 5 月 21 日規則第 4 号      平成16年 8 月 6 日規則第 9 号  
平成22年 3 月 16 日規則第 1 号      平成24年12月28日規則第10号  
平成27年 6 月 23 日規則第 3 号

(目的)

**第 1 条** この規則は、筑西広域市町村圏事務組合消防職員に貸与する被服類、帽子、靴及び装備品（以下「貸与品」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与品の品目、貸与数及び貸与期間)

**第 2 条** 貸与品の品目、貸与数及び貸与期間は、別表のとおりとする。

2 貸与品の貸与期間は、暦に従い年をもって計算する。

3 第 7 条第 4 項の規定により、返納品を貸与した場合の貸与期間は、第 1 項の規定による貸与期間の残存期間とする。

(貸与時期)

**第 3 条** 貸与品の貸与時期は、新たに採用された者に対しては採用のとき、その他の者に対しては会計年度ごとに各品目の貸与数及び貸与期間を考慮して貸与するものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(維持費)

**第 4 条** 貸与品を使用するに当たって通常必要とする費用は、当該貸与品の貸与を受けた者（以下「貸与職員」という。）の負担とする。

(貸与品の滅失、き損の場合の措置)

**第 5 条** 貸与期間の満了しない貸与品の全部又は一部を滅失し、若しくはき損した場合は、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、その事情を調査し、事実を明らかにするとともに再貸与の必要を認めたときは貸与品再交付申請書（様式第 1 号）を消防長に提出しなければならない。

(貸与品の再交付及び弁償)

**第 6 条** 貸与職員が、貸与期間の満了しない貸与品の全部又は一部を滅失し、若しくは、き損した場合において、消防長が再貸与の必要を認めたときは、当該貸与職員にその滅失し、又はき損した貸与品の品目及び貸与数の貸与品を貸与する。

2 前項の滅失又はき損が本人の故意又は重大な過失による場合には、貸与職員は、滅失し、又はき損した貸与品の代価として、品目ごとに消防長の定める額を弁償しなければならない。

(返納)

**第 7 条** 貸与職員は、離職し、休職又は停職を命ぜられ若しくは長期にわたる療養休暇を承認された場合には、その貸与期間の満了しない貸与品を返納しなければならない。

2 前項の規定により、貸与品を返納しようとするときは、返納する貸与品に返納書（様式第 2 号）を添えて、所属長に提出しなければならない。

3 所属長は、前項の返納品を受領したときは、貸与数を点検し、速やかに返納書とともに消防長に提出しなければならない。

4 消防長は、返納されたもののうち更に使用できると認めるものについては、再度これを貸与品に充てることができる。

(転貸の禁止)

**第 8 条** 貸与品は、他人に転貸してはならない。

(貸与品の記録)

**第9条** 消防長は、貸与品に関する帳簿を備え、貸与、返納その他必要な事項を記録し整理するものとする。

(処分)

**第10条** 貸与期間の満了した貸与品は所定の不用の決定手続を経て、貸与職員に交付することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年5月21日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年8月6日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月16日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月23日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

	種類		貸与数	基準貸与期間
制服用 (男子職員)	冬帽		1個	8年
	冬服		1着	5年
	ベルト（冬服用）		1本	5年
	ネクタイ		1本	5年
	夏帽		1個	8年
	夏服	長袖上下	2着	5年
		半袖上下	2着	5年
	ベルト（夏服用）		1本	5年
短靴		1足	3年	
制服用 (女子職員)	冬帽		1個	8年
	冬服	上衣	1着	5年
		ズボン	1着	5年
		スカート	1着	5年
		キュロット	1着	5年
	ベルト（冬服用）		1本	5年
	ネクタイ		1本	5年
	夏帽		1個	8年
	夏服	半袖	2着	5年
		長袖	2着	5年
		ズボン	2着	5年
		スカート	2着	5年
		キュロット	2着	5年
ベルト（夏服用）		1本	5年	
短靴		1足	3年	
カバン		1個	8年	
現場用	アポロキャップ	冬用	1個	3年
		夏用	1個	3年
	活動服	冬服	2着	2年
		夏服	2着	2年
	活動服下服	半袖	3着	2年
		長袖	3着	2年
	ベルト（紺）		1本	5年
	手袋	革製	2双	3年
ケブラー製		2双	3年	

	編み上げ靴		1 足	5 年
	救急用活動靴		1 足	3 年
	編み上げ型長靴		1 足	5 年
	ヘルメット		1 個	8 年
	ゴーグル		1 個	8 年
	雨衣		1 着	8 年
	ブルゾン		1 着	5 年
救命士	救急帽	(冬)	1 個	3 年
		(夏)	1 個	3 年
	救急冬服		2 着	3 年
	救急夏服	長袖上下	2 着	3 年
		半袖上下	2 着	3 年
	救急ベルト		1 本	3 年
救助隊員	救助隊服	冬用	1 着	3 年
		夏用	1 着	3 年
	救助隊ベルト (オレンジ)		1 本	5 年
	救助隊編み上げ靴		1 足	3 年

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

所属長

印

筑西広域市町村圏事務組合  
消防本部消防長 様

貸与品再交付申請書

所 属

階級・氏名

上記の者に対する貸与品は、下記の事由により滅失、き損したから再度貸与されたく申請します。

記

- 1 貸与品の品目及び員数
- 2 貸与年月日
- 3 滅失、き損の事由

返 納 書

旧所属  
階 級  
氏 名

上記の者 年 月 日<sup>退職</sup><sub>死亡</sub>いたしましたから貸与期間の満了しない貸与品を次のとおり返納します。

年 月 日

氏 名<sup>印</sup>

筑西広域市町村圏事務組合  
消防本部消防長

品 目	員 数	品 目	員 数